

■ヒアリング対象市町村の相談支援体制（概要）

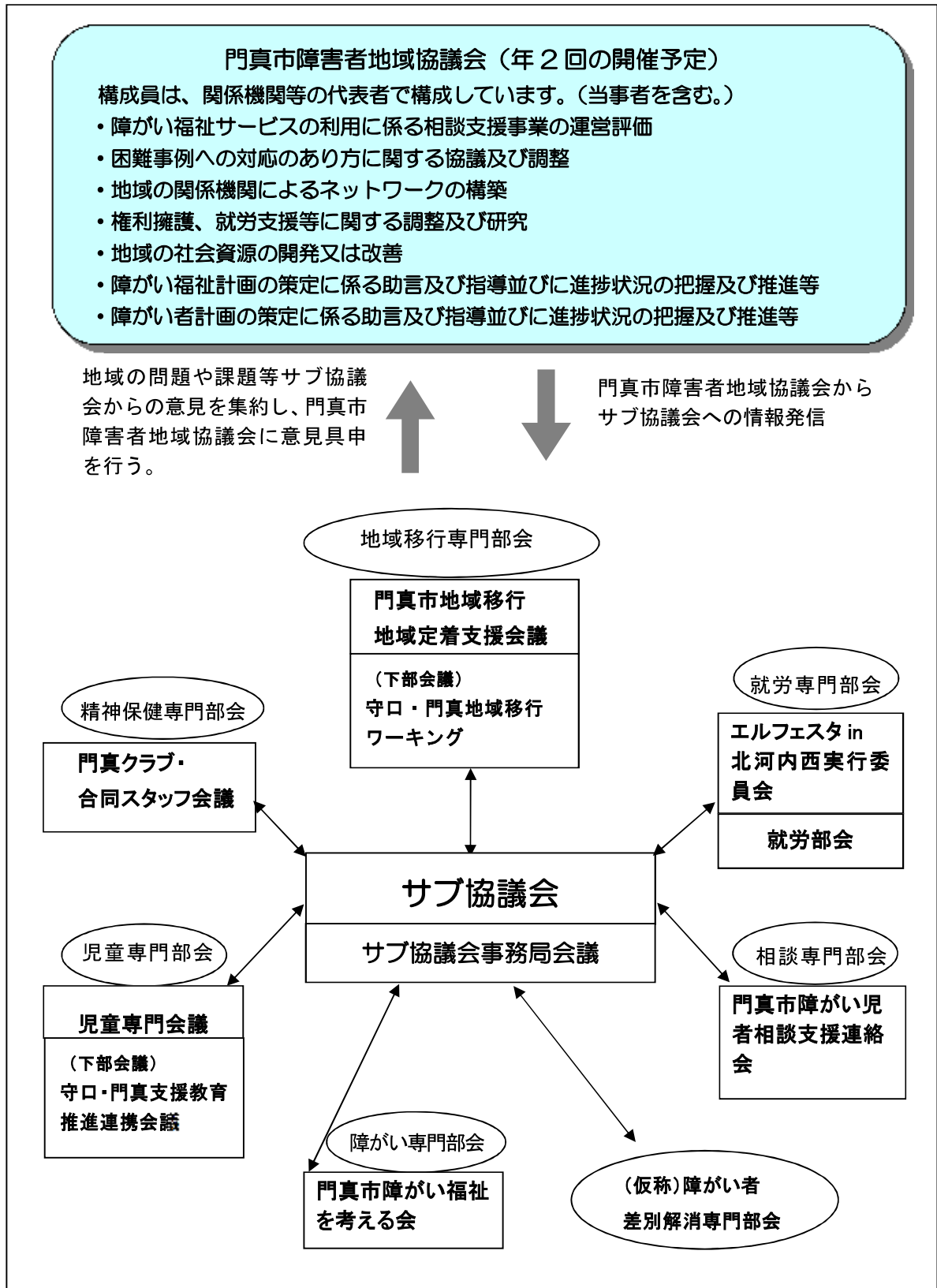
	門真市	豊中市
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業所連絡会を中心とした相談支援体制整備モデル ○相談支援事業所連絡会主導による積極的な地域連携の取組み ○基幹相談支援センターの役割の明確化と自立支援協議会等の運営におけるリーダーシップの発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ○補完性を意識した相談支援体制整備モデル（3層構造による役割分担） ○市内9カ所の委託相談支援事業所による地区別の相談支援の充実・強化 ○官民共同設置型（半官半民型）の基幹相談支援センターの運営モデル ○基幹相談支援センターと相談支援事業所連絡会を両輪とした地域連携の取組み
総人口（推計人口）	122,263人（平成29年4月1日現在）	396,171人（平成29年4月1日現在）
障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神）※H29.3末	身体障がい者手帳所持者数：5,348人 療育手帳所持者数：1,298人 精神障がい者保健福祉手帳所持者数：1,204人	身体障がい者手帳所持者数：14,229人 療育手帳所持者数：2,978人 精神障がい者保健福祉手帳所持者数：3,428人
基幹相談支援センターの設置状況	1カ所（H27.3設置） ※門真市保健福祉センター内に設置	1カ所（H26.4設置） ※市立障害福祉センターひまわり内に設置
基幹相談支援センターの運営形態	民間委託型（社会福祉法人に委託） ※基幹相談支援センターは基幹業務に専念	官民共同運営型（市と民間で業務分担） ※民間業務は3委託相談支援事業所に委託
委託相談支援事業所の数	2カ所	9カ所 ※うち3カ所に基幹相談業務を委託。 ※H26.4に充実強化。基本担当地区あり。
指定相談支援事業所（特定・児・一般）の設置状況	指定特定相談支援事業所：8カ所 指定障がい児相談支援事業所：4カ所 指定一般相談支援事業所：4カ所	指定特定相談支援事業所：30カ所 指定障がい児相談支援事業所：30カ所 指定一般相談支援事業所：26カ所
相談支援事業所間の役割分担（主な整理・特徴）	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所は個別の支援困難事例への対応（解決）を担当 ・基幹相談支援センターは地域の体制づくりと連携を担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・補完性を意識した役割分担 ・委託相談支援事業所は担当地区の相談支援事業所のバックアップ ・基幹相談支援センターは市内全域の相談支援事業所（委託を含む）のバックアップ
自立支援協議会の設置状況	あり（H20.3設置） ※全体会・サブ協議会・専門部会	あり（H20.4設置） ※全体会議・運営会議・専門部会
主たる自立支援協議会事務局運営者	基幹相談支援センター（民間委託） ※門真市障がい福祉課も後方支援	豊中市障害福祉課
自立支援協議会の相談支援部会の設置状況	あり（H20.3設置） ※H28より相談支援事業所連絡会が自立支援協議会の相談支援部会に位置付けられる	あり（H20.4設置）
（全域的な）相談支援事業所連絡会	あり（H26.9設置） ※現在は自立支援協議会相談支援部会を運営	あり（H19.3設置） ※自立支援協議会とは別組織（連携関係あり）
主な相談支援事業所間の連携（連絡・交流含む）の場	・相談支援事業所連絡会（＝自立支援協議会相談支援部会）の事例検討会や研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会の会議・事例検討会・研修会等 ・基幹相談支援センター主催の事例検討会・研修会
主な他分野の事業所等との連携（連絡・交流含む）の場	<ul style="list-style-type: none"> ・他分野の自立支援協議会専門部会や事業所連絡会との合同会議や研修会 ・自立支援協議会内の専門部会の連絡調整はサブ協議会（基幹相談支援センターが事務局）が担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会の会議・事例検討会・研修会等
主な支援困難事例への対応の場	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所が主に対応。基幹相談支援センターは助言。 ・相談支援事業所連絡会（＝自立支援協議会相談支援部会）の事例検討会でも対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所が主に対応。基幹相談支援センターは助言。 ・基幹相談支援センターが主催する学識アドバイザー研修会の場で委託事業所への助言等実施。

※本表記載の内容やデータは原則として平成29年4月1日現在のもの（障がい者手帳所持者数を除く）

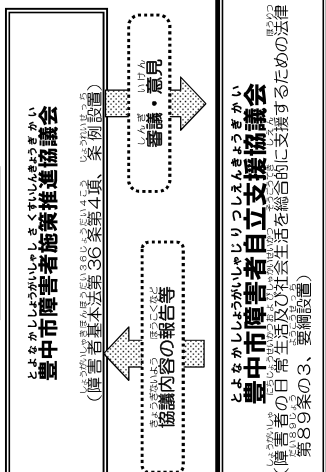
	岸和田市	大阪狭山市
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○市（基幹相談支援センター）と委託相談支援事業所を中心とした相談支援体制整備モデル ○市直営型の基幹相談支援センターの運営モデル ○自立支援協議会相談支援部会における「ワーキング」と「勉強会」の取組み ○新規の相談支援事業所・相談支援専門員に対する積極的なサポートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口5～6万人都市の相談支援体制モデル ○基幹相談支援センターがけん引役となった相談支援体制整備モデル ○「顔の見える関係づくり」を重視した相談支援体制整備モデル ○新規の相談支援事業所・相談支援専門員に対する積極的なサポートの実施
総人口（推計人口）	193,124人（平成29年4月1日現在）	57,876人（平成29年4月1日現在）
障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神）※H29.3末	身体障がい者手帳所持者数：8,831人 療育手帳所持者数：1,802人 精神障がい者保健福祉手帳所持者数：1,543人	身体障がい者手帳所持者数：2,124人 療育手帳所持者数：448人 精神障がい者保健福祉手帳所持者数：410人
基幹相談支援センターの設置状況	1カ所（H27.4設置） ※市役所（本庁舎）内に設置	1カ所（H25.12設置） ※市役所（南館）内に設置
基幹相談支援センターの運営形態	市直営型 ※基幹相談支援センターは基幹業務に専念	民間委託型（市社会福祉協議会に委託） ※委託・特定・児・一般相談も兼務
委託相談支援事業所の数	3カ所	3カ所 ※うち1カ所は基幹相談支援センターも兼務
指定相談支援事業所（特定・児・一般）の設置状況	指定特定相談支援事業所：26カ所 指定障がい児相談支援事業所：23カ所 指定一般相談支援事業所：10カ所	指定特定相談支援事業所：10カ所 指定障がい児相談支援事業所：7カ所 指定一般相談支援事業所：4カ所
相談支援事業所間の役割分担（主な整理・特徴）	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターは基幹業務に専念 ・委託相談支援事業所は支援困難事例への対応の他、基本相談を含む計画相談以外の業務も担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターも委託相談支援事業所も計画相談を担当。 ・委託相談支援事業所は、比較的困難な事案を担当。 ・基幹相談支援センターは、一般の相談支援事業所への助言等の他、人材育成・地域連携・自立支援協議会運営も担当。
自立支援協議会の設置状況	あり（H21.2設置） ※全体会議・定例会議・運営会議（個別部会）	あり（H18.10設置） ※全体会・定例会・専門部会・運営会議
主たる自立支援協議会事務局運営者	岸和田市障害者支援課 委託相談支援事業所（3事業所）	基幹相談支援センター（民間委託） ※大阪狭山市福祉グループも後方支援
自立支援協議会の相談支援部会の設置状況	あり（H26.4設置） ※市の計画相談支援体制整備に係る市と相談支援事業所のワーキング会議が前身	あり（H18.10設置）
（全域的な）相談支援事業所連絡会	なし	なし
主な相談支援事業所間の連携（連絡・交流含む）の場	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会相談支援部会のワーキング（部会会議）と勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会相談支援部会での情報共有や研修会
主な他分野の事業所等との連携（連絡・交流含む）の場	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催の障害福祉サービス等事業所説明会 ・複数の部会や他分野の事業所を対象とした市や自立支援協議会主催の研修会等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターが事務局となり、自立支援協議会での相談支援部会と各部会及び事業所連絡会合同の企画や事業を実施。
主な支援困難事例への対応の場	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所が主に対応。基幹相談支援センターは助言。 ・自立支援協議会相談支援部会の勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が集まったのケース会議での対応が基本。委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターが入り助言、調整を行う。 ・自立支援協議会相談支援部会の事例検討会

※本表記載の内容やデータは原則として平成29年4月1日現在のもの（障がい者手帳所持者数を除く）

門真市障害者地域協議会のネットワーク再編成図



「だれもがいきいきと暮らしてみんなで支えあうまち」(第四次障害者長期計画の目標像)



- 【設置機関】 豊中市
- 【運営機関】 障害福祉課・指定一般・特定相談支援事業者
- 【構成機関】 障害児者の地域生活に関わる関係分野の実務代表者
 - ・障害者相談支援機関
 - ・各専門部会代表
 - ・各障害福祉事業者連絡会代表
 - ・障害当事者又は家族(身元的精神)
 - ・行政(障害福祉課)

ぜんたいかいぎ
全体会議

せんもんかいいかいぎ
専門部会の設置：重点課題に関する専門的な協議



【構成機関】

- ・全体会議会長・副会長
- ・各専門部会長
- ・各事業別連絡協議会代表
- ・基幹相談支援センター
- ・行政(障害福祉課)

【目的及び内容】

- ・各専門部会や事業別連絡協議会で明らかになった課題を共有及び優先順位も含め調整し、全体会議での検討事項を整理する。
- ・個別困難事例を通して地域課題を整理し、協議及び課題解決のための取組みのための専門部会や作業ワーキングの設置について検討、提案する。
- ・全体会議の運営スケジュールの作成及び進行管理。
- ・その他、協議会の円滑な運営のために必要な事項を検討する。

【開催頻度】

- ・概ね3か月に1回(全体会議の前月)
- ・必要時適宜開催

【主な目的】 事業の円滑な運営と支援ネットワークにより連携協力することを目指す。

【主な内容】 事業所相互の連携と情報交換・支援サービスの質の向上に関する研修・事例検討等をおとした地域の課題整理・支援サービスの普及啓発・その他、必要な事業会の目的・内容に応じて適宜開催。

【構成機関】

- ・障害相談支援ネットワーク
- ・障害児連・移動支援事業者連絡会
- ・ゲルニラホーム事業者連絡会
- ・障害者日中活動事業所連絡会
- ・障害者就労支援連絡会

1. 豊中市障害者長期計画策定に当たってその旨
 2. 障害者に関する施策の総合計画的な推進について必要事項の調査審議
 3. 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査
- ・地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とし、障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、障害者等への支援体制に即応する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に即した障害者の地域生活支援システムに関し、定期的に協議する中核的な役割を果たす。
 - ・地域の関係機関によるネットワーク構築
 - ・生涯を通じた一貫した支援のあり方
 - ・困難事例への対応のあり方
 - ・地域の社会資源の構築・改善
 - ・委託相談支援事業の運営評価
 - ・障害福祉サービスの普及とサービスの向上
 - ・障害福祉計画の策定と進捗状況
 - ・専門部会の設置等
- 開催頻度 概ね3か月に1回 定期開催

ちいきせいかつしほくさかい
障害者地域移行促進部会

- 【構成】** 委託相談支援事業者、基幹相談、行政、検討課題により、協議にワーキンググループを結成
- 障害福祉計画において重点課題とする障害者の地域生活移行促進にかかわる、福祉施設からの地域生活移行、入院中の精神障害者の地域生活移行促進について、現状の課題を整理し解決に向けた協議、地域移行、地域定着を促進するためのシステムの構築、地域資源の開発・改善。
 - 協議内容
 - ・病院、障害者支援施設、地域協働での地域移行促進システムの構築
 - ・地域生活定着支援システムの構築
 - ・地域の社会資源の開発・改善
 - ・地域支援ネットワークの構築等

ちいきせいかつしほくさかい
地域生活支援部会

- 【構成】** 委託相談支援事業者、基幹相談、行政、検討課題により、協議にワーキンググループを結成
- 障害者長期計画において目標像とする「だれもがいきいきと暮らし、みんなで支えあうまち」を実現するため、必要社会資源の検討や支援体制づくりを協議する
 - 協議内容
 - ・民間機関等が必要となる民間の活用
 - ・地域生活に必要な各種社会資源の検討

ちいきせいかつしほくさかい
相談支援部会

- 【構成】** 委託相談支援事業者、基幹相談、行政、検討課題により、協議にワーキンググループを結成
- 地域で必要とされる相談支援システムの構築にかかわる協議
 - 協議内容
 - ・支援のあり方等について、当事者や家族、各支援機関が抱える課題の把握と解決のための検討
 - ・各ライフステージにおいての関係機関との連携や情報共有のシステムの検討等

④

全体会議（代表者会議）

- ・委託相談支援事業の実施状況及び運営評価に関すること
- ・困難事例へのあり方に関すること
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- ・その他必要な事項に関すること

学識経験者	岸和田市医師会	岸和田市歯科医師会
大阪府岸和田保健所	岸和田市身体障害者福祉会	岸和田市社会福祉協議会
岸和田市民生委員児童委員協議会	社会福祉法人いづみ野福祉会	社会福祉法人かけはし
大阪府立岸和田支援学校	大阪府立佐野支援学校	岸和田公共職業安定所
大阪府岸和田子ども家庭センター	岸和田市学校教育部長	岸和田市保健部長
岸和田市子育て応援部長	岸和田市福祉部長	



③

定例会議（実務担当者会議）

- ・困難事例への対応のあり方についての情報共有
- ・地域情勢の把握と検討
- ・地域の社会資源の開発及び改善
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・地域移行の推進
- ・運営会議で整理された課題を整理・検討し、必要なものは全体会議に意見を求める。

岸和田公共職業安定所	大阪府岸和田子ども家庭センター	大阪府岸和田保健所
大阪府立岸和田支援学校	大阪府立佐野支援学校	岸和田・貝塚はづき会
訪問介護サービスひかり	岡本介護センター岸和田	NPOまんまる
いきいきネット	稲垣診療所 CW	泉州中障害者就業・生活支援センター
自立生活センター・いこらー	地域活動支援センターかけはし	相談室きしわだ
岸和田市民生委員児童委員協議会	相談センター社協のだ	岸和田市地域就労支援センター
岸和田市健康推進課	岸和田市子育て支援課	岸和田市子育て施設課
岸和田市生活福祉課	岸和田市人権教育課	岸和田市障害者支援課



②

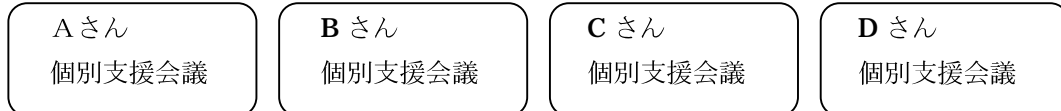
運営会議

- ・個別支援会議での困難ケースを検討
- ・個別支援会議で確認した課題の取扱いについて整理
- ・定例会議で協議する案件を整理
- ・全体会議で協議する案件を整理

個別部会は、「精神部会」、「権利擁護部会」、「地域移行部会」、「相談支援部会」の編成。

ニーズ・課題
困難ケース等

①



平成29年度 大阪狭山市地域自立支援協議会
体系図

事務局
・基幹相談支援センター【社会福祉協議会】

運営会議【適宜開催】
・福祉G
・委託相談支援事業所
・部会・ワーキングの代表

日中活動事業所連絡会
・大阪狭山市内の日中活動サービス提供事業所
地域課題の抽出及び整理、提案の機能
イベント調整、作業内容の分配等の連絡調整

広域のネットワーク

南河内南地域移行推進会議
・南河内南障がい保健福祉圏域市町村による設置
精神障がい者等の地域移行・地域定着のシステム作りを目的

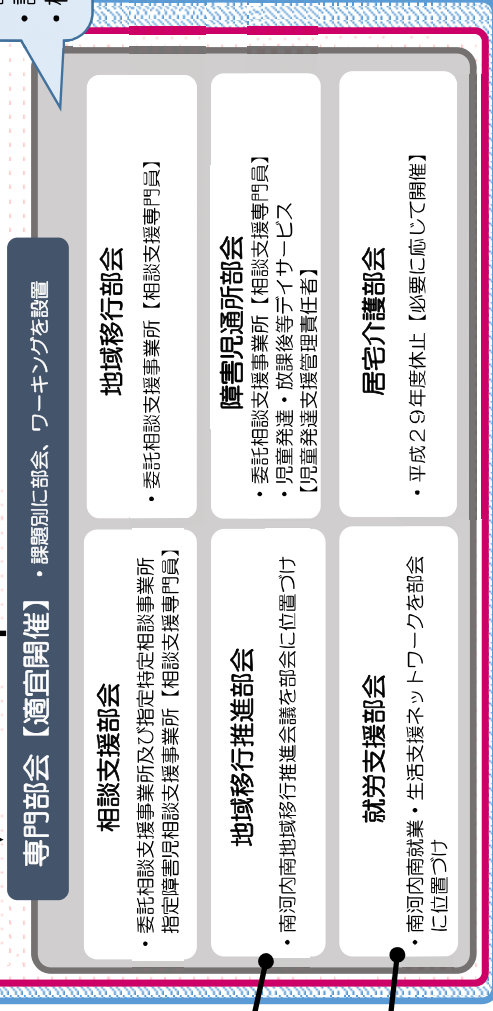
南河内南就業・生活支援ネットワーク
・南河内南障がい保健福祉圏域における、障がい者の就業支援に関する包括的システム作りの中核的な役割を担い、定期的に協議を行う

全体会【年1回開催】
・社会福祉を目的とする団体又は事業者、保健、医療又は社会福祉施設、その他関係団体、機関等の代表者

定例会【3ヶ月に1回開催】
・社会福祉を目的とする団体又は事業者、保健、医療又は社会福祉施設、その他関係団体、機関等の管理者又は実務担当者
・各部会の代表者

【地域や行政へ提案】
・確認、評価、決定機能
・開発、教育機能
・情報の共有、発信機能
・ネットワーキング機能
・権利擁護機能

【課題の解決方針を検討】
・検討、協議機能
・開発、提案機能
・課題整理、調整機能
・権利擁護機能



【課題の共有化】
・調整の抽出、整理機能
・課題の検討、提案機能
・権利擁護機能

【福祉サービス】
・予算化・事業化され
実際に取り組まれる
サービス

個別支援会議【随時開催】
・当事者の支援について、課題解決のための協議を行う必要がある場合に随時、関係者【実務担当者】が集まり開催

・課題の抽出、整理機能
・調整機能

【地域課題】

【課題解決・助言】

地 域